

議案第 5 号

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年 2 月 15 日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「同一戸籍内にある者」を「同一世帯内にある者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項第3号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第6号に」を「若しくは第6号又は第3条各号のいずれかに」に改め、同項第1号中「授業料免除、減額承認申請書」を「授業料減免承認申請書」に改め、同項第2号中「授業料免除、減額調書」を「授業料減免調書」に改める。

第7条第1項中「授業料免除・減額承認通知書」を「授業料減免承認通知書」に改め、同条第2項及び第4項中「授業料免除・減額決定通知書」を「授業料減免決定通知書」に改める。

第9条の2、第10条第1項及び第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第1号様式中「授 業 料 免 除 申 請 書」を「授 業 料 減 免 申 請 書」に、

「授業料の免除減額」を「授業料の減免」に改め、「(注) 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。」を削る。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

家 庭 状 況 調 書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

保護者氏名 印

下記のとおり相違ありません。

1 本 人		課 程 科 学 年 組 氏 名					
2 家 族 状 況							
続柄	氏 名	年 令	同居別居 の 別	職業(勤務先)	年 収	健康の状況	生計の状況

3 年 金 、 手 当 等			
内 容	金 額	内 容	金 額
老 齡 年 金		児 童 扶 養 手 当	
障 害 年 金		失 業 手 当	
遺 族 年 金		傷 病 手 当 金	
労 災 年 金		そ の 他 ()	
4 資 産 状 況			
田畑山林等の面積	m ²	住宅の状況 1 自家 2 借家・アパート等	

(注) 1 家庭状況に記入する家族は別居中の者も記入すること。

2 職業(勤務先)欄は、具体的に記入し、就学児童生徒については学校種別及び学年を記入すること。

3 年収欄は、去年1年間と今年がほぼ同じ収入である場合は前年の所得証明書から記入し、収入に変動がある場合は、今年度の収入見込み額を記入すること。

第3号様式中「授業料免除・減額承認申請書」を「授業料減免承認申請書」に、

「免除・減額者」を「減免者」に、

休学者 B	免除対象者 $A \times 0.08 - B$
-------	------------------------------

を

計	うち休学者数
---	--------

に、

「2 免除・減額人員

区 分		1 年	2 年	3 年	4 年	計	前年度の人員
全 日	免 除						
	減 額						
定 時	免 除						
	減 額						
計	免 除						
	減 額						

を

「2 申請者数

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	計	前年度の人数
全 日						
定 時						

に

計						
---	--	--	--	--	--	--

改める。

第4号様式中「授業料免除・減額調書」を「授業料減免調書」に改める。

第5号様式中「〇〇年度授業料免除・減額承認通知書」を「〇〇年度授業料減免承認通知書」に、「授業料免除・減額承認申請」を「授業料減免承認申請」に改める。

第6号様式中「〇〇年度授業料免除・減額決定通知書」を「〇〇年度授業料減免決定通知書」に、「授業料免除・減額申請」を「授業料減免申請」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する
規則（案）の概要

部課名 教育庁財務課

1 件名

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の概要及び理由

(1) 生活保護基準の改正等に伴う改正

- ①生活保護基準の改正により、平成17年度から新たに高校就学費用として高等学校授業料が給付されることになったため、高校就学費用を受給している生徒については、授業料の免除の対象者から除くこととした。このことに伴い、関連条項の改正が必要である。（第2条第1号）
- ②規則では免除の対象者を被保護世帯と同一戸籍内にある者としているが、保護の適用は世帯を単位としていることから「被保護者と同一世帯にある者」に改める必要がある。（第2条第1号）

(2) 様式の改正とそれに伴う本則の改正

- ①第1号様式中「免除 及び「免除・減額」とあるものを「減免」に統一し、改正する。（第6条、第7条）
- ②第2号様式「家庭状況調書」について、家計状況をより正確に把握するために、従来の年収に加え「年金、手当等」の欄を設ける。
- ③第3号様式「授業料免除・減額承認申請書」中、在籍者の8%相当数を記入するようになっているが、減免枠は学校単位に定められているものではないことから、様式を改正し免除対象者の欄を削除する。

(3) その他

- ①「次の各号の一に該当する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改正する。（第2条、第3条、第6条、第9条の2、第10条、第12条）

- ②申請手続きにおいて、校長は第2条で規定する免除の対象者の申請書類を教育委員会に提出しなければならないが、第3条の減額の対象者についても同様であるので文言を追加する必要がある。(第6条第2項)

3 改正案の内容

- (1) 第2条第1号中「同一戸籍内にある者」を「同一世帯内にある者」に改め、次のただし書を加える。

ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。

- (2) 第6条第2項各号列記以外の部分中「又は第6号に」を「若しくは第6号に又は第3条各号のいずれかに」に改める。

- (3) 第6条第2項第1号及び2号中「免除、減額」を「減免」に改める。

- (4) 第7条第1項、第2項及び第4項中「免除・減額」を「減免」に改める。

- (5) 第2条、第3条、第6条第1項、第9条の2、第10条第1項及び第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

- (6) 様式の改正

①第1号様式

「

「	授業料	免除	申請書	を	「	授業料減免申請書	に、	「	授業料の	免除
		減額							減額	」

」を「授業料の減免」に改め、「(注)免除、減額いずれか該当するものを○で囲むこと。」を削る。

②第2号様式

年金、手当等についての欄を追加する。

③第3号様式

「授業料免除・減額承認申請書」を「授業料減免承認申請書」に、「免除・減免者」を「減免者」に改め、「免除対象者」等の欄を改める。

④第4号様式

「授業料免除・減額調書」を「授業料減免調書」に改める。

⑤第5号様式

「授業料免除・減額承認通知書」を「授業料減免承認通知書」に、「免除・減額」を「減免」に改める。

⑥第6号様式

「授業料免除・減額決定通知書」を「授業料減免決定通知書」に、「免除・減額」を「減免」に改める。

4 根拠法令

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例

5 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(免除の対象) 第2条 授業料の免除を受けることができる者は、次の各号の<u>い</u>ずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校就学費を受給している者を除く。 (減免又は徴収の猶予の対象) 第3条 授業料の減額又は徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号の<u>い</u>ずれかに該当するものとする。 (免除又は減額の申請手続き) 第6条 授業料の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者(未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行わないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。)と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならぬ。ただし、第2条第1号、第4号又は第5号に該当する者は、第2号の書類は提出しない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 第2条各号又は第3条各号の<u>い</u>ずれかに該当することを証明するに足りる書類</p>	<p>(免除の対象) 第2条 授業料の免除を受けることができる者は、次の各号の<u>一</u>に該当するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受ける者と同一戸籍内にある者 (減免又は徴収の猶予の対象) 第3条 授業料の減額又は徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号の<u>一</u>に該当するものとする。 (免除又は減額の申請手続き) 第6条 授業料の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者(未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行わないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。)と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならぬ。ただし、第2条第1号、第4号又は第5号に該当する者は、第2号の書類は提出しない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 第2条各号又は第3条各号の<u>一</u>に該当することを証明するに足りる書類</p>

(注) 対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2号、第3号若しくは第6号又は第3条各号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類に生徒の学業成績証明書(第1学年第1学期の生徒については、中学校の学業成績書の写し)を添えて、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 授業料減免承認申請書(第3号様式) (2) 授業料減免調書(第4号様式) (免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第7条 教育委員会は、前条の申請に基づき授業料の免除又は減額の承認を行ったときは、<u>授業料減免承認通知書(第5号様式)</u>により校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して<u>授業料減免決定通知書(第6号様式)</u>により通知するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 校長は、前項の規定により授業料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して<u>授業料減免決定通知書(第6号様式)</u>により通知するとともに、<u>授業料減免決定報告書(第6号様式の2)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2号、第3号又は第6号に該当するときは、次の各号に掲げる書類に生徒の学業成績証明書(第1学年第1学期の生徒については、中学校の学業成績書の写し)を添えて、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>授業料免除、減額承認申請書(第3号様式)</u> (2) <u>授業料免除、減額調書(第4号様式)</u> (免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第7条 教育委員会は、前条の申請に基づき授業料の免除又は減額の承認を行ったときは、<u>授業料免除・減額承認通知書(第5号様式)</u>により校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して<u>授業料免除・減額決定通知書(第6号様式)</u>により通知するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 校長は、前項の規定により授業料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して<u>授業料免除・減額決定通知書(第6号様式)</u>により通知するとともに、<u>授業料免除決定報告書(第6号様式の2)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p>

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(免除、減額又は徴収の猶予の取消し) 第9条の2 授業料の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書(第10号様式)により教育委員会に報告するものとする。 (入学調査料の減免) 第10条 入学調査料の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号の<u>いずれかに該当する者とする。</u> (証明手数料) 第12条 証明手数料は、校長が次の各号の<u>いずれかに該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、そのつど徴収する。</u>ただし、沖縄県立高等学校の卒業で卒業した月の末日までに当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。</p>	<p>(免除、減額又は徴収の猶予の取消し) 第9条の2 授業料の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条各号又は第3条各号の<u>一に該当しなくなったときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書(第10号様式)により教育委員会に報告するものとする。</u> (入学調査料の減免) 第10条 入学調査料の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号の<u>一に該当する者とする。</u> (証明手数料) 第12条 証明手数料は、校長が次の各号の<u>一に該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、そのつど徴収する。</u>ただし、沖縄県立高等学校の卒業で卒業した月の末日までに当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案

現 行

第1号様式(第6条関係)

授業料 減免 申請書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 本人	本籍			
	現住所			
	課程等	課程	科	学年組
	氏名	生年月日		
2 保護者	現住所			
	氏名	印	生年月日	
	職業(勤務先)		生徒との関係	
3	減免希望の理由(具体的に)			

第1号様式(第5条関係)

免除申請書
授業料 減額

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 本人	本籍			
	現住所			
	課程等	課程	科	学年組
	氏名	生年月日		
2 保護者	現住所			
	氏名	印	生年月日	
	職業(勤務先)		生徒との関係	
3	減免希望の理由(具体的に)			

(注) 免除、減額いずれが該当するものを○で囲むこと。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改正案

現行

第2号様式(第6条関係)

家庭状況調査書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

保護者氏名

印

下記のとおり相違ありません。

高等学校長 殿

第2号様式(第6条関係)

家庭状況調査書

平成 年 月 日

保護者氏名

1 本人		課程	科	学年	組	氏名	
2 家族状況							
続柄	氏名	年令	同居別居の別	職業(勤務先)	年 収	健康状況	生計の状況

3 年金・手当等

内 容	金 額	内 容	金 額
老 齢 年 金		児 童 扶 養 手 当	
障 害 年 金		失 業 手 当	
遺 族 年 金		傷 病 手 当 金	
労 災 年 金		そ の 他 ()	

4 資産状況

田畑山林等の面積	㎡	住居の状況	1. 自家 2. 借家・アパート等
----------	---	-------	-------------------

- (注) 1 家庭状況に記入する家族は別居中の者も記入すること。
 2 「職業(勤務先)」欄は具体的に記入し、就学児童生徒については学校種別及び学年を記入すること。
 3 年収欄は、去年1年間と今年がほぼ同じ収入である場合は前年の所得証明書から記入し、収入に変動がある場合は、今年度の収入見込金額を記入する。

1. 本人		課程	科	学年	組	氏名	
2. 家族状況							
続柄	氏名	年令	同居別居の別	職業(勤務先)	年 収	健康の状況	生計の状況

- (注) 1 家庭状況に記入する家族は別居中の者も記入すること。
 2 「職業(勤務先)」欄は具体的に記入し、就学児童生徒については学校種別及び学年を記入すること。
 3 年収は、前年度分を記入すること。ただし、別居中の者については家族への送金額を記入し、送金のない者については記入しないこと。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改正案

現行

第3号様式(第6条関係)

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長名

印

授業料減免承認申請書

〇〇年度授業料の減免者について承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 生徒数

(年 月 日現在)

区分	1年	2年	3年	4年	計
全日					うち休学者数
定時					
計					

2 申請者数

区分	1年	2年	3年	4年	計	前年度の人数
全日						
定時						
計						

第3号様式(第6条関係)

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長名

印

授業料免除・減額承認申請書

年度授業料の免除・減額者について承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 生徒数

(年 月 日現在)

区分	1年	2年	3年	4年	計(A)	休学者(B)	免除対象者 A×0.08(一旦)
全日							
定時							
計							

2 免除・減額人員

区分	1年	2年	3年	4年	計	前年度の人員
全日	免除					
	減額					
定時	免除					
	減額					
計	免除					
	減額					

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案

現

行

第4号様式(第6条関係)

(全・定の別)

授業料減免調書

学校名

学 年	氏 名	年 収	市町村所属	固定資産税	耕地面積	年齢別世帯員数	生徒数	親属の有無	第三者から徴収される健康保険料	家族の健康	自営・下宿	国民健康保険	五段階評価	家庭の状況及び意見	特別徴収	※ 判定
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									

(注) 1. 年収、市町村所属、固定資産税及び耕地面積及び第三者からの授業料について、前年の分の合計を記入すること。
 2. 「家庭の状況及び徴収される健康保険料」は、できる限り具体的に記入すること。
 3. ※印の欄は記入しないこと。

第4号様式(第6条関係)

(全・定の別)

授業料減免・減額調書

学校名

学 年	氏 名	年 収	市町村所属	固定資産税	耕地面積	年齢別世帯員数	生徒数	親属の有無	第三者から徴収される健康保険料	家族の健康	自営・下宿	国民健康保険	五段階評価	家庭の状況及び意見	特別徴収	※ 判定
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									
					田畑山林	小中高大	人々人									

(注) 1. 年収、市町村所属、固定資産税及び耕地面積及び第三者からの授業料について、前年の分の合計を記入すること。
 2. 「家庭の状況及び徴収される健康保険料」は、できる限り具体的に記入すること。
 3. ※印の欄は記入しないこと。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案

現

行

第6号様式(第7条様式)

文 書 番 号
年 月 日

生徒あて

〇〇高等学校長氏名

印

〇〇年度授業料減免決定通知書

さきに提出があった授業料減免申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

保 護 者	
免除・減額の別	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第6号様式(第7条様式)

文 書 番 号
年 月 日

生徒あて

〇〇高等学校長氏名

印

〇〇年度授業料免除・減額決定通知書

さきに提出があった授業料免除・減額申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

保 護 者	
免除・減額の別	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立高等学校授業料等徴収条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第2条 授業料の免除を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一戸籍内にある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟
- (3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となつた者の子弟
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設に入所している者
- (5) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除の必要があると認める者

(減額又は徴収の猶予の対象)

第3条 授業料の減額又は徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となつた者の子弟
- (2) 前号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に減額又は徴収の猶予の必要があると認める者

(減免の条件)

第3条の2 前2条に規定する免除又は減額を受けることのできる者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 学業成績良好であること。
- (2) 性行良好であること。

(免除又は減額する額)

第4条 授業料を免除し、又は減額する額は、条例第2条の規定により納付すべき授業料の全額又は半額とする。

(免除又は減額する者の数)

第5条 授業料を免除し、又は減額する者の数は、原則として学校の在籍生徒数の100分の8以内とする。ただし、災害による免除又は減額の場合は、この限りでない。

(免除又は減額の申請手続)

第6条 授業料の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。）と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1号、第4号又は第5号に該当する者は、第2号の書類は提出を要しない。

- (1) 家庭状況調書（第2号様式）
- (2) 市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の証明書

- (3) 第2条各号又は第3条各号の一に該当することを証明するに足りる書類
- 2 校長は、前項の規定による書類を受領した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2号、第3号又は第6号に該当するときは、次の各号に掲げる書類に生徒の学業成績証明書（第1学年第1学期の生徒については、中学校の学業成績書の写し）を添えて、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除、減額承認申請書（第3号様式）
- (2) 授業料免除、減額調書（第4号様式）
- 3 前2項の授業料の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までにを行うものとする。
- 4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料の免除又は減額の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。
- (免除又は減額の承認及び通知決定)
- 第7条 教育委員会は、前条の申請に基づき授業料の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料免除・減額承認通知書（第5号様式）により校長に通知するものとする。
- 2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料免除・減額決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 第2条第1号、第4号又は第5号に該当する場合は、校長は授業料の免除の決定をすることができる。
- 4 校長は、前項の規定により授業料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料免除・減額決定通知書（第6号様式）により通知するとともに、授業料免除決定報告書（第6号様式の2）により教育委員会に報告するものとする。
- (授業料等の還付)
- 第7条の2 条例第7条ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。
- (1) 誤納が判明したとき。
- (2) 授業料を減免された生徒が当該授業料を既に納入しているとき。
- (3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。
- (徴収の猶予)
- 第8条 授業料の徴収の猶予は、校長が許可する。
- 2 授業料の徴収の猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予願（第7号様式）を校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、前項の規定による書類を受領したときは、その理由が第3条各号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。
- 4 校長は、第1項の規定により許可した場合は、速やかにその該当者に対して授業料徴収猶予決定通知書（第8号様式）により通知すると同時に、授業料徴収猶予報告書（第9号様式）により教育委員会に報告するものとする。
- (免除、減額又は徴収の猶予の期間)
- 第9条 授業料の免除又は減額の期間は、当該年度限りとし、徴収の猶予の期間は、3月を超えないものとする。ただし、留学による場合は、この限りでない。
- (免除、減額又は徴収の猶予の取消し)
- 第9条の2 授業料の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条各号又は第3条各号の一に該当しなくなったときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。
- (入学考査料の減免)
- 第10条 入学考査料の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となつた者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）により入学を志願するもの
 - (2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に志願する者（学力検査を受験しなかつた者を除く。）
- 2 入学考査料の免除又は減額は、前項第1号に該当する者については、その全額を免除するものとし、同項第2号に該当する者については、その半額を減額するものとする。
 - 3 入学考査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学考査料減免申請書（第11号様式）に入学考査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学考査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学考査料減免申請書（第11号様式）を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
 - 4 入学考査料の免除又は減額の決定は、入学考査料減免申請書を受理した校長が行う。

（受講料等）

第11条 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。

- 2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第9条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。
- 3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第9条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目を履修する場合は、その受講料は徴収しない。

（証明手数料）

第12条 証明手数料は、校長が次の各号の一に該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、そのつど徴収する。ただし、沖縄県立高等学校の卒業生で卒業した月の末日までに当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。

- (1) 卒業又は修了に関する証明書
 - (2) 学校成績証明書（大学等の入学に要する調査書を含む。）
 - (3) 単位修得証明書
 - (4) 人物又は身上に関する証明書
- 2 校長は、国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体の機関から前項の証明書の発行を求められた場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は証明手数料を免除することができる。

（委任）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月3日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。